

2014年6月11日
全2頁

バーゼルⅢの初歩 第2回

バーゼル規制の変遷は？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第2回は、バーゼル規制の変遷を解説します。

1 バーゼルⅠ（1988年）

1982年からのラテンアメリカ地域の累積債務問題の深刻化や大手銀行の倒産を受けて、米国では1980年代前半に銀行の自己資本比率規制が強化されました。しかし、それにより米国の銀行が国際競争力を失うことは避けなければならず、国際業務を営む世界の銀行が同じ条件で競争できるよう、米国はバーゼル銀行監督委員会に自己資本比率規制の強化を提案しました。この提案に英国及び日本が賛同し、その内容をベースに、1988年にオリジナルのバーゼル規制、すなわちバーゼルⅠが合意されました。

当初は、現在の「バーゼル規制」ではなく、「BIS規制」と呼ばれていました。ここで初めて、現在まで受け継がれている、「最低所要自己資本比率8%」が国際合意として設定されたのです。また、当初は、資本の積み上げによる手当て（資本賦課）の対象となっていたのは、信用リスク（貸し倒れのリスク）のみとされていました。

わが国では、1993年3月末に経過措置が終了し、適用が開始されました。

2 バーゼルⅠ改訂（1996年）

バーゼルⅠの合意後、金融自由化の進展、銀行の証券業への進出、デリバティブ取引により多額の損失を計上する金融機関が相次いだことなどに伴い、銀行がマーケット・リスク（金利リスクや価格変動リスク）の管理を高度化する必要性が高まってきました。そこで、バーゼルⅠは、マーケット・リスクを捕捉すべく、1996年に改訂されました。

この改訂から、信用リスクに加えて、マーケット・リスクが資本賦課の対象となりました。

わが国では、1998年3月末から適用が開始されました。

3 バーゼルⅡ（2004年）

バーゼル規制は、リスク把握が大まかに過ぎた点をはじめとするバーゼルⅠの限界に対応すべく、2004年に最初の大改編がされました。この最初の大改編を経たバーゼル規制が、いわゆる「バーゼルⅡ」です。

当初は、「新BIS規制」とも呼ばれていました。ここで初めて、信用リスクの計測手法としての「**内部格付手法**」(※)、オペレーショナル・リスク（事務事故や不正行為等によって損失が発生するリスク）

への資本賦課、金融機関の自己管理と監督上の検証、開示を通じた市場規律が導入されました。
わが国では、2007年3月末から適用が開始されました。

4 バーゼル2.5 (2009年)

バーゼルⅡは、米国のサブプライム問題に端を発する金融危機への応急的な対応として、2009年に改訂されました。この改訂を経たバーゼル規制は、今では「バーゼル2.5」と呼ばれています¹。

この改訂では、とりわけ「再証券化商品」(※)や短期的な売買を行うトレーディング勘定への資本賦課が強化されました。

わが国では、2011年12月末から適用が開始されました。

5 バーゼルⅢ (2010年)

バーゼルⅡ(2.5)は、金融危機への本格的な対応として、2010年に大改編がされました。この二度目の大改編を経たバーゼル規制が、いわゆる「バーゼルⅢ」です。

ここで初めて、「自己資本」の定義の厳格化、「流動性規制」(※)及び「レバレッジ比率」(※)の導入が合意されました。

わが国では、2013年3月末から段階適用が開始されています。

6 国内基準行向けバーゼルⅢ (2013年)

第1回で述べたとおり、バーゼル規制は、国際的に活動する銀行(海外に営業拠点を有する銀行)をその適用対象としています。これらの銀行は、国際統一基準たるバーゼル規制の適用対象という観点から、「国際統一基準行」と呼ばれています²。

もっとも、わが国では、国際統一基準行に該当しない、「国内基準行」についても、わが国オリジナルの自己資本比率規制を定めています。

その、国内基準行向けの自己資本比率規制は、2013年に、バーゼルⅢを踏まえた大改編がされました。このシリーズでは、この大改編を経た国内基準行向けの自己資本比率規制を、「国内基準行向けバーゼルⅢ」と表記します。

ここでも、「自己資本」の定義が厳格化されました。

国内基準行向けバーゼルⅢは、2014年3月末から適用が開始されています。

(※) 次回(第3回)以降に改めて用語の意味を説明します。

以上

次回(第3回)は、[バーゼルⅠの内容](#)を解説します。

1) なお、現在、「バーゼルⅡ」という表記を用いる場合、このバーゼル2.5までを包含するのが一般的です。もっとも、このシリーズでは、バーゼル2.5を含むバーゼルⅡを表す場合、「バーゼルⅡ(2.5)」と表記します。

2) わが国では、メガバンクや大手地方銀行が「国際統一基準行」に該当するようです。